

# 感染症発生に係る医師が行う届出の手続きについて

～『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（2011年1月14日一部改正法施行）に基づく手続き～

## ★診断したら直ちに届け出る感染症

医師は、1類、2類、3類及び4類の患者等を診断した場合は、名前、年齢、性別、その他厚生省令で定める事項を、保健所に届け出なければならない。（法第12条第1項）

**1類感染症** エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

**2類感染症** 急性灰白髄炎、結核※、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）

※ 結核患者の入院に関する基準（平成19年10月1日付健感発第1001001号：一部抜粋）

肺結核、咽頭結核、喉頭結核又は気管・気管支結核の患者であり、喀痰塗抹検査の結果が陽性であるとき。

喀痰塗抹検査の結果が陰性であった場合に、喀痰、胃液又は気管支鏡検体を用いた塗抹検査、培養検査又は核酸増幅法の検査のいずれかの結果が陽性であり、以下のア、イ又はウに該当するとき。

ア 感染防止のため入院が必要と判断される呼吸器の症状がある。

イ 外来治療中に排菌量の増加が見られている。

ウ 不規則な治療や治療中断により再発している。

**3類感染症** コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症※、腸チフス、パラチフス

※ 腸管出血性大腸菌感染症については便検査で、分離同定による病原体の検出、かつ、分離菌における次の①、②いずれかによるベロ毒素の確認（①毒素産生の確認、②PCR法による毒素遺伝子の検出）をした場合に届出が必要となります。

## 4類感染症

E型肝炎

A型肝炎

オウム病

キャサヌル森林熱

コクシジオイデス症

西部ウマ脳炎

チクングニア熱

東部ウマ脳炎

日本紅斑熱

Bウイルス病

ベネズエラウマ脳炎

ポツリヌス症

ライム病

類鼻疽

ロッキー山紅斑熱

ウエストナイル熱（ウエストナイル脳を含む）

エキノкокクス症

オムスク出血熱

Q熱

サル痘

ダニ媒介性脳炎

つつが虫病

鳥インフルエンザ（H5N1を除く）

日本脳炎

鼻疽

ヘンドラウイルス感染症

マラリア

リッサウイルス感染症

レジオネラ症

黄熱

回帰熱

狂犬病

腎症候性出血熱

炭疽

デング熱

ニパウイルス感染症

ハンタウイルス肺症候群

ブルセラ症

発しんチフス

野兔病

リフトバレー熱

レプトスピラ症

## ★診断したら7日以内に届け出る感染症

医師は、5類の患者等を診断した場合は、名前、年齢、性別、その他厚生省令で定める事項を、保健所に届け出なければならない。（法第12条第1項及び第14条第2項）

## 5類感染症

アメーバ赤痢

ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）

急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラ

ウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く） クリプトスポリジウム症 クロイツフェルト・ヤコブ病

劇症型溶血性レンサ球菌感染症 後天性免疫不全症候群 シアルジア症 髄膜炎菌性髄膜炎

先天性風しん症候群 梅毒 破傷風 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症

バンコマイシン耐性腸球菌感染症 風しん 麻しん

※ 「5類感染症」には、上記の他に指定医療機関（県知事が指定する定点医療機関）のみが届出を行う26疾患があります。

※ 麻しんについては、より迅速な行政対応に資するため、診断した医師は24時間以内を目処に届出を行っていただくようお願いします。

## 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ

再興型インフルエンザ

※ 直ちに届出の必要な1類から4類感染症については、下記まで電話で連絡してください。

※ 7日以内に届出の必要な5類感染症については、定められた様式に記入のうえ、下記まで郵送してください。

【届出先】福山市保健所保健予防課 〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号

《平日8:30～17:15》電話084-928-1127

《夜間・休日等閉庁時間》電話084-921-2130（市役所警備員室）